

# 神奈川県屋外広告物条例審査基準

平成27年12月

神 奈 川 県

## 「屋外広告物」の定義について

### (1) 屋外広告物法の要件

「屋外広告物」については、屋外広告物法第2条第1項に定義されており、県条例により規制を受ける屋外広告物は、同項の「屋外広告物」の4要件すべてに該当するものでなければならない。

(参考)屋外広告物法第2条

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

屋外広告物法上の屋外広告物に該当するための4つの要件とは次のとおりである。

常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

屋外で表示されるものであること。

公衆に表示されるものであること。

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

以下、これらの4つの要件について解釈・運用は次のとおりである。

「常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。」

これは定着して表示しているものに限る趣旨であり、本要件を具備して屋外広告物に該当するものは、スタンド式広告等の可動式広告、自動車等の車体に表示される広告物などである。街頭で配布されるビラやチラシの類は、本要件を欠くため屋外広告物にあたらぬ。しかし、ビラやチラシであっても電柱、塀などにはられれば、定着性を持つことになるから屋外広告物に該当することとなる。

ア 時間制限された看板については、1日のうち数時間のみ屋外で公衆に表示されるものも屋外広告物に該当する。(昭和58年3月25日建設省都市局長回答)

イ 建築物等の外側に光を投影することによって表示する広告物は、時間的には夜に限られているものの「常時又は一定の期間継続して表示され」ているから屋外広告物に該当することとなる。

「屋外で表示されるものであること。」

これは広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在すれば屋外広告物に該当しないという趣旨である。

ア 建物や自動車等の外側に表示されたものは、一般に屋外広告物となるが、電話ボックスや自動車の窓ガラスの内側に表示面を外側に向けてはりつけたもの、商店等のショーウィンドー内に表示されるものであってもショーウィンドーが建築物の内側に設けられたものであるときは、屋内広告物である。(昭和42年10月24日建設省都市総務課長回答)

イ 建築物上屋の回廊等の柱及びガラス壁等に貼付した広告物は屋内広告物である。(昭和58年3月25日建設省都市局長回答)

ウ 地下道及び地下街のうち、一般公共の用に供される地下歩道の部分については、建築物でなく地下の工作物と解され、これらの場所に表示されているものは、屋外広告物に該当しうるものと解される。

## (神奈川県屋外広告物条例審査基準「屋外広告物」の定義について)

「公衆に表示されるものであること。」

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断する必要がある。

工場の壁に表示されていても、それが工場に囲まれた中庭に向かって掲出されているもの、又は、駅等の改札口の内側の人に対して表示される改札口の内側にある広告物も、「公衆に表示」されているとはいえず、屋外広告物にあたらぬのである。しかし、他方で、これらの人に対して、当該施設の外側から表示された広告物であれば、屋外広告物に該当する。

次に、「表示」してあると断言するためには、そこに一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要であり、何らかの観念、イメージ等が表示されていないものは、屋外広告物法の屋外広告物にあたらぬ。

ア 建築物の外側等における絵画の表示は、通常の場合、絵画の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無にかかわらず、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として、「公衆に表示」されているものと認められ、かつ他の要件にも該当すると認められるので、屋外広告物である。(昭和39年12月11日建設省都市局長回答)

イ しかし、他方で、ペニヤ板等にペンキを塗たくっているもので、絵画とは認められないものは、一定の観念、イメージ等を伝達しているとは認められず、屋外広告物にはあたらぬ。

「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。」

看板、立看板、はり紙及びはり札は屋外広告物そのものであり、広告塔、広告板、建物その他の工作物等は屋外広告物を掲出する物件である。このうち、「その他の工作物等」とは、元来屋外広告物の表示又は掲出の目的を持ったものでない煙突や塀、又は工作物とはいえない岩石、樹木等を意味し、これらを利用したのも屋外広告物に含める趣旨である。

ア 音響広告の規制については、屋外広告物法の法意からみて有体物に限定されるべきであるから音響の如き無形の広告は、屋外広告物にはあたらぬ。(昭和26年3月7日建設省都市局長回答)

イ 電光ニュース板については、屋外広告物法の広告物を掲出する物件である。(昭和39年4月22日建設省都市局長回答)

ウ 自動車の形状をした建物については、建物そのものであって、「広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの」でなく、「その他これらに類するもの」と同等に扱うことは適当でないことから、屋外広告物にあたらぬ。(平成8年12月5日建設省都市局公園緑地課長回答)

## 他の法令に抵触するおそれのある許可処分等について

(ア) 他の法令に抵触するおそれのある許可に関しては、次の実例(昭和44年10月7日建設省都市総務課長通知)にしたがって解釈、運用する。

昭和44年10月7日建設省都市総務課長通知

〔問〕

1. 屋外広告物法は、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために必要な規制をするものであるが、刑法第222条または同法第230条等に抵触するおそれのある屋外広告物であってもその許可申請書の提出があった場合、屋外広告物法及び同県条例(昭和39年福井県条例第45号)に定める要件を備えておれば許可せざるを得ないものと解釈してよるしいか。
2. 1により許可した場合、例えば広告内容について当事者の告訴で名誉毀損罪が成立したとしても許可権者およびその事務取扱者に対しては名誉毀損ほう助罪は成立しないものと解釈するがどうか。

〔答〕

1、2とも貴見のとおり解してさしつかえない。なお、2については法務省刑事局とも打合せ済みである。

## 条例第3条第1項第13号の「これらから展望できる範囲」の解釈について

(13) 第1項第13号(知事が指定する道路等)関係

本号は、禁止地域を「これらから展望できる範囲」に限定しているが、これについて、県土木部長通知(昭和51年7月26日計第248号土木部長通知)及び県土整備部長通知(平成19年2月22日都公第420号県土整備部長通知)により、次のとおり禁止地域から除外するものとしている。

山、丘などの自然の立地条件により直接展望できない地域

半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物により直接展望できない地域

上記の立地条件又は人為的障害物により、本線車道から直接展望できない地域(道路区域から除外された休憩所又は給油所の存する地域に限る。)

## 施行規則第2条第3項第3号の解釈について

### イ その他知事が前2号に掲げるものに類すると認めるもの(県規則第2条第3項第3号)

本号は、前記各号にただちに該当するといいい難い広告物についても、その目的・内容を勘案して、これら各号に類すると認められる場合には、知事が県条例第6条第1項第3号に該当すると して同条第1項による適用除外とすることを認めることとしたものである。

なお、本号については、県土木部長通知(昭和54年9月12日計第321号土木部長通知)により「社寺、教会等が設置する芳名板及び案内板」を認めており、その適用を除外する基準を次のように定めている。

#### (参考)社寺、教会等が設置する芳名板及び案内板の取扱いについて

(昭和54年9月12日計第321号土木部長通知)

このことについて、鶴岡八幡宮境内における歴史的風土特別保存地区内行為許可申請のうち芳名板及び完成予想案内板の設置に関し、神奈川県屋外広告物条例上の取扱いについて統一的解釈を定める必要が出てきましたので、標記については、今後下記の基準に合致すれば神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条の2第4号のウ(現行:県規則第2条第2項第3号)に該当するものとして、神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第4号(現行:県条例第6条第1項第3号)の規定により適用除外の扱いをすることができるものとしたので、事務執行上遺憾のないようお願いします。

神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条の2第4号のウに該当するものとして、社寺、教会等における芳名板の設置を認める場合の基準

- 1 設置主体  
当該社寺、教会等が設置するものに限る。
- 2 表示内容
  - (1) 芳名板の表示内容は、住所、氏名、又は法人名とし、特定商品名等広告宣伝の類の表示は含まれないものとする。
  - (2) 案内板は、配置図、方向図、経路を表示したものに限る。
- 3 色彩について
  - (1) 芳名板の文字の色は黒に限るものとする。
  - (2) 案内板は原則として4色以内とし、青黒緑を基調としなければならないものとする。
- 4 設置場所について
  - (1) 芳名板は、周囲の美観、風致を著しく害さない所に設置するものとする。
  - (2) 案内板は、当該場所に案内板を設置することの必要性を中心として判断対象とするものとする。
- 5 規格(現行:基準)等について  
規格(現行:基準)については、具体的事例に応じて判断することになるが原則として次に掲げるものは認めないものとする。
  - (1) 形態が矩形以外のもの
  - (2) 照明装置を伴うもの
  - (3) 高さが4メートル以上のもの

## 条例第6条及び同施行規則第2条第5項の解釈について

### イ 自家用広告物について(県規則第2条第5項)

県条例第6条第1項により適用除外となる同項第6号の自家用広告物については、県規則第2条第5項により適用除外の基準が、次のとおり定められている。

#### (ア) 表示面積

表示面積は、1住宅とか1営業所等の敷地内につき、10平方メートル以内であること。

ただし、禁止地域内又は広告景観形成地区の区域に表示するものにあつては5平方メートル以内とし、海水浴場開設期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、売店等の海水浴客のための利便施設に表示するものにあつては、35平方メートル以内であること。

これらの表示面積は、1基の広告物の表示面積ではなく、1住宅、1営業所等の敷地(海水浴場の場合は、1利便施設)内の広告物の総表示面積をいうものであり、これらの表示面積を超えるものは許可を受けなければ設置できないこととなる。ただし、禁止地域及び海水浴場内に表示するものについては、これらの表示面積を超えるものは許可されない。

なお、自家用広告物の表示内容として、自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、これらの特定商品名等の表示面積が全体の表示面積の2分の1以下の場合に限り、適用除外扱いとなるものである。

また、特定商品名を表示する場合の許可申請者及び特定商品名の解釈については、県土木部長通知(昭和41年2月28日計第166号土木部長通知)によることとしている。

(参考)屋外広告物条例第2条及び同施行規則第1条第3号の解釈について

(昭和41年2月28日計第166号土木部長通知)

このことについて、川崎土木事務所長から照会があったので、別紙のとおり回答したから参考とせられたい。(別紙)

屋外広告物条例第2条及び同施行規則第1条第3号の解釈について

昭和41年2月5日付け川土第172号をもって照会のあった標記のことについては、次のとおり回答する。

#### 問1 屋外広告物条例第2条関係

同条に基づき許可を受けなければならない者は、広告物の表示内容における商品名(またはその総称)のメーカー(またはその商品名を専売している卸売業者)であると解してよろしいか。

答 照会による各小売商店等に設置又は表示される生産会社(メーカー)等の商品名、いわゆる特定商品名を設置又は表示する広告物の許可申請を誰がするかと解されるが、屋外広告物の許可申請は、広告物を設置又は表示しようとする者が、申請し許可を受けるものであり(条例第2条、第9条(現行第11条)参照)、この場合その申請は、メーカーである場合と小売店が直接設置又は表示する場合が考えられる。小売店が直接設置又は表示する場合は、表示内容の如何にかかわらず小売店が申請者となり許可を受けるものであるが、多くの場合は、メーカーがその商品販売拡張のため自己の製品を販売している小売店に掲出を依頼し自己の下請広告業者をもって設置又は表示する、即ちメーカーが申請者となり許可を受けるのが普通ではないかと考えられる。しかし、なかにはメーカーが広告物を作成し、小売業者店名等をその広告物に併用表示して広告物を寄贈し、小売店が設置又は表示する場合も稀れには認められる。この場合は、小売店が広告物を設置又は表示するものであるから小売店が申請者となり、設置又は表示の許可を受けなければならないこととなる。

何れにしても、広告物は、その表示如何にかかわらず、これを設置又は表示しようとする者が許可を受けなければならないものであるが、すでに設置の広告物にあつては、メーカーと小売店の責任のなすり合いにより判然としないものが生じているのが現状と思われる。この場合は、一応表示内容にあたる特定商品名の生産会社(メーカー)を広告主と考え、又その広告物を設置している小売店を管理者とみなし、双方に手続申請をするよう通知し、広告物の所有が何れにあるか調整確認(メーカーが小売店に寄贈したものであれば、その証明をとる等)のうえ、処理する必要があると認められる。

問2 屋外広告物条例施行規則第1条第3号関係(現行第2条5項)

(1) 同条において「特定の商品名」とは、小売店等の営業品目のうち、1種又は数種の品名を表示したものが、それとも例えば、 テレビ、 電化製品というように特定メーカーを含め表示したものを指すのか。

(2) (略)

答 問(1)の「特定商品名」とは、テレビ、クスリ、キャラメル等のただ単に商品名をいうものではなく、その商品名に生産会社の名称等を表示した例えば、 テレビ、 キャラメル、××電化製品等のごとく限定された商品名と解するのが適当である。

## 条例第6条第2項による適用除外について

(1) 第1号(営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物)関係

ア 県条例第6条第2項により適用除外となる同項第1号の「営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物」は、県規則第2条第8項に掲げる 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの及び その他営利としないと認められる会合及び催物類の掲示をするものに限定され、これらの広告物の適用除外となる基準として、表示面積が1平方メートル以下でなければならず、また、県規則第3条第2項により、当該広告物に責任者の住所氏名を記載し、き損又は汚損した場合は、直ちに除却しなければならないものとされている。

県規則第2条第8項

(適用除外の広告物等)

第2条

8 条例第6条第2項第1号に規定する営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物は、表示面積が1平方メートル以下で、次のものとする。

- (1) 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの
- (2) その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの

(適用除外の広告物等の除却)

第3条

2 条例第6条第2項第1号に規定する広告物を表示する者又はこれを管理する者は、当該広告物に責任者の住所、氏名を記載し、き損又は汚損した場合は、直ちに除去しなければならない。

イ 政治団体、労働組合等について (県規則第2条第8項第1号、第3条第2項)

(ア) 本号の「政治団体」は、広義の政治的団体をいうものである。したがって、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条及び第5条に規定する「政治団体」である。

(参考) 政治資金規正法第3条

(定義等)

第3条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- (2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの

(中略)

第5条 この法律の規定を適用するについては、次に掲げる団体は、政治団体とみなす。

- (1) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの
- (2) 政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、第6条の2第2項前段の規定による届出がされているものをいう。以下同じ。)

(以下略)

(イ) 本号の「政治団体、労働組合等」の解釈について

「政治団体、労働組合等」は、例示的な列挙であり、通常政治活動又は労働組合活動、社会改革運動、生活改善運動等を行う、あらゆる団体が対象となるものと解されるものであり、団体だけでなく個人も当然に対象となることは、いうまでもない。

また、県条例第18条の4は、適用上の注意として、「この条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定して、国民の政治活動の自由、表現の自由等への配慮を義務づけており、この趣旨からも、本号の団体は、通常、政治活動又は労働組合活動等を行っている団体に限定されるものではない。

(ウ) 県規則第3条第2項の趣旨について

本項は、県条例第6条第2項により適用除外となる広告物の基準について、1平方メートル以下とし、責任者の所在を明確にさせるとともに、き損又は汚損した場合に直ちに除却義務が課されることを定めたものである。

(エ) 県規則第3条第2項に規定する「責任者の住所、氏名」の記載について

県条例第6条第2項第1号の広告物には、「責任者の住所、氏名」を記載しなければならないと規定しているが、その判断（何をもって責任者の住所等を記載したこととなるか）にあたっては、次の判決に準じて判断するものである。

大阪簡易裁判所昭和49年11月14日判決

(事実) 掲出期間 昭和41年3月18日から同20日まで

広告物 はり札 (タテ92.3cm・ヨコ30.5cm)

3.20 諸要求貫徹大阪五万人集会 アメリカの手先ゲンカオキの来日を  
阻止しよう 日本共産党 (氏名) 3月20日1時大阪城公園

(判旨) 掲出期間は、本件広告物が掲出された昭和41年3月18日から同20日までであること、及び連絡先は日本共産党 であることは広告物の記載自体から明らかである。(大阪市屋外広告物条例施行規則第7条第7項第4号に規定する事項の明記は、掲出期間、設置者名又は連絡先が広告自体から明白であれば足りるものと解するとしたものである。)

大阪高等裁判所昭和49年12月4日判決

(事実) 広告物 はり紙 (タテ36cm・ヨコ26cm)

青年労働者の要求と統一の力を青学集会(29日3時 扇町プール)に結集し  
よう 全国一般

(判旨) 掲出期間も右日時までであることも自ら明らかであるから、掲出期間として特別の記載がないとしても、その記載がなされているものと認められているのが相当である。

ウ その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類 (県規則第2条第8項第2号)

本号の「その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類」は、国民の学術、技芸、その他の文化活動、福祉活動等の日常の社会活動を行うものを対象とするものと解される。

そこで、慈善事業に名を借りて、実態は、商行為として営利目的で興業等を行う場合は適用除外とはならないものである。

(2) 第2号(公共団体、公益法人等が表示等をする公益上必要と認められるもの)関係

ア 本号は、公共団体、公益法人等が表示等をする広告物等の適用除外について規定しているが、適用除外となるには、公共団体、公益法人等が表示する広告物等であること及び 当該広告物等が公益上必要と認められるものであることの2要件のいずれにも該当することが必要である。

イ 県条例第6条第2項により適用除外となる同項第2号の「公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、

(神奈川県屋外広告物条例審査基準 条例第6条第2項による適用除外について)

又は設置するもので公益上必要と認められるもの」としたのは、社会生活を営むうえで一定の公共性、公益性があると認められるような広告物まで県条例の規制を一律に適用することは適当でないからである。

ウ「公共団体」とは、公共の福祉の実現を目的とし、法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられた団体をいい、地方公共団体のほか、土地改良区、水害予防組合などである。

エ「公益法人」とは、慈善、学術などの公益を目的とし、営利を目的としない法人であり、その種類として、民法第34条に基づく公益法人のほか、宗教法人法に基づく宗教法人、私立学校法に基づく学校法人、医療法に基づく医療法人、社会福祉事業法に基づく社会福祉法人がある。

なお、公益法人は、付随的に営利行為を行うことは差し支えないとされているが、この営利行為のために表示する広告物等については、本号の「公益上必要」に該当せず、適用除外の広告物とはならないものである。

(参考) 民法第34条

(公益法人の設立)

第34条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

オ「その他これに類する団体」とは、公共の福祉の実現を目的とする法人格のない団体をいい、地域の社会福祉協議会、地域振興会、交通安全協会、地域自治会、防犯協会等の地域市民団体等である。

## 施行規則別表第2、第3及び第4の許可基準について

### (2) 許可基準について

ア 別表第2及び第4のはり紙等の欄の「同一のものを連続して表示しないこと。」というのは、一つの建築物の同一壁面に全く同一の広告物を2以上表示してはならないことを意味するものである。

イ 別表第2の建築物の上部から突出するものの項の自然系許可地域の欄の「表示又は掲出できない。」というのは、同地域においては、建築物の屋根又は屋上には、屋外広告物を表示(掲出)ができないということである。ただし、自家用広告物は自家用広告物としての基準(許可地域内は表示面積の合計が10㎡以下)に合致しているものは、適用除外となるものである。

ウ 別表第2中「最大断面積」とは、屋外広告物に対して側面から投光した場合の最大投影面積をいうものである。(P17参照)

エ 別表第2中「下端は、...車道上に突出する場合は4.7メートル以上とすること。」「道路上に突出する場合は、...下端は地上4.7メートル(歩道上にあっては、地上3メートル)以上とすること。」とあるのは、道路上の空中占用についてだけ認めるということである。

オ 別表第2中「屋上の物見塔その他これに類する工作物」とは、物見塔、装飾塔及びクーリングタワー等の建築設備(工作物)をいうものである。

なお、階段室、昇降機塔などの建物の一部であるものには広告物を設置することができるが、この場合において、これらの階段室等が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号口に規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以上」の場合においては、当該階段室等に設置される広告物の高さの算定にあたっては、当該建築物の屋上部から算定するものとする。

カ 別表第2の備考1及び第4の備考1は、屋外広告物の表示(掲出)可能面積の最高限度を設けたものであって、1事業所、営業所、店舗等の敷地内に表示(掲出)できる屋外広告物の合計が自然系許可地域及び大井町酒匂縦貫道路広告景観形成地区の区域にあっては27平方メートル、住居系許可地域にあっては47平方メートル以内でなければならないものである。(例えば、自然系許可地域においては、建物の壁面を利用した壁面突出広告物(袖看板)として17平方メートルのものを設けると、1敷地内に表示(設置)できる野立の広告板又は広告塔あるいは立看板等は10平方メートル以内に限定される。)

キ 別表第2の備考2及び第4の備考2の動光とは、電球等を利用し、一つ一つの電球等を時間的にずらして点滅させるものをいい、広告物の枠どり等に利用する形態のものが多いが、これを禁止するものである。

ク 別表第3の「電車、自動車等の外面を利用するもの(電車又は路線バスの一の電車、自動車等についての表面積の合計が4.2平方メートルを超えるものを除く)」「電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の電車、自動車等についての表面積の合計が4.2平方メートルを超えるもの」及び「アドバルーン」以外は、道路占用を伴う場合が多いので、行政手続条例第11条の趣旨に沿い、審査の促進に努めるとともに、道路占用を要するものについてはその許可を受けさせるよう指導するものとする。

ケ 別表第3の「電柱及び街灯柱を利用するもの」あるいは別表第3及び第4の「アーケードに設置するもの」について、同一道路あるいは同一商店街に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一するよう指導しなければならないものである。

コ 別表第3及び第4の「一の電車」とは、1両の電車をいうものである。

サ 別表第3及び第4の「広告車」とは、自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいうものである。

シ 別表第3の「標識柱(道路標識を除く。)を利用するもの」とは、道路上に設置してある消火栓標識(消防水利)であり、消防法第21条第2項により設置を義務づけられているものであるため、この消火栓標識に付置する広告物については、道路管理者の占用許可があることを前提として、県規則別表第3の基準に合致している場合に許可することとしているものである。

(許可申請手数料と面積の算定方法について)

## 許可申請手数料と面積の算定方法について

### 2 許可申請手数料の算定について

許可申請手数料の算定にあたって、県土木部長通知(昭和47年6月28日計第211号土木部長通知)に基づき行うこととされている。

(参考)神奈川県屋外広告物条例施行規則第8条(現行県条例第12条)(申請手数料)の取扱いについて

(昭和47年6月28日計第211号土木部長通知)

このことについて、次のとおり取扱い方法を定めたので、今後の取扱いについて遺漏のないよう留意されたい。

なお、下記のうち2の取扱いについては別紙例を参考とされたい。

#### 取扱い方法

1 条例施行規則別表第2に競定する「広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板」については、1基を単位として手数料が決められているものであるから、1件の申請書により複数の物件について申請があった場合は、個々の物件について手数料を算定し、その合計額を当該申請の手数料として収入すること。

自己の住宅、店舗等に自己の所在、名称、営業内容等を表示する広告物(いわゆる自家用広告物)として1件の申請書により複数の物件について申請があった場合においても申請にかかる広告物の全表示面積の合計により手数料を算定することなく、あくまでも上記方法により算定すること。

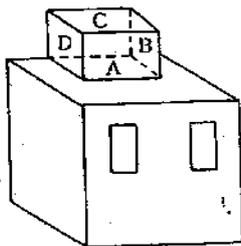
2 1基の広告塔、広告板に照明装置のある部分と照明装置のない部分が存する場合には、照明装置のある部分とない部分についてそれぞれの手数料を算定し、その合計を当該広告物についての手数料とすること。

ただし、照明のない部分を照明装置があるものとして算定した場合の方が、上記方法によった場合より手数料が低額となる場合においては、上記方法によることを要しない。

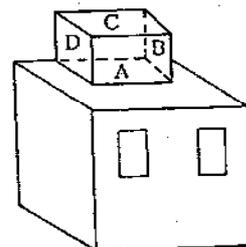
なお、照明装置のある部分とない部分の区別は広告表示面を単位として行なうものとし、1の広告表示面で照明装置のある部分とない部分が区別できる場合であっても、照明装置のあるものとして取扱うこと。

前記の県土木部長通知の適用例は次のとおりである。

例1



例2



例1は、4面広告塔でありABC面には照明装置があり、D面には照明装置がない場合である。

この場合にはABC面の表示面積の合計を行ない手数料を算出したものに、D面の手数料を加えたものを当該広告物の申請手数料とする。

例2も上記例1と同例であるが、この場合においてABC面がそれぞれ4㎡D面が7㎡であるとした場合は、計算上の問題から、照明装置のある部分とない部分にわけて手数料を算出すると10,200円(照明装置のあるABC面分12㎡は7,200円、照明装置のないD面分7㎡は3,000円)になるが、これをすべての面に照明装置ありとして算出すると9,600円(照明装置のある分19㎡とみなす場合)になる。この場合は、金額の少ない後者を申請手数料とする。

(注) 例2における広告塔の単位手数料

照明装置のない場合	5㎡につき 1,500円
照明装置のある場合	5㎡につき 2,400円

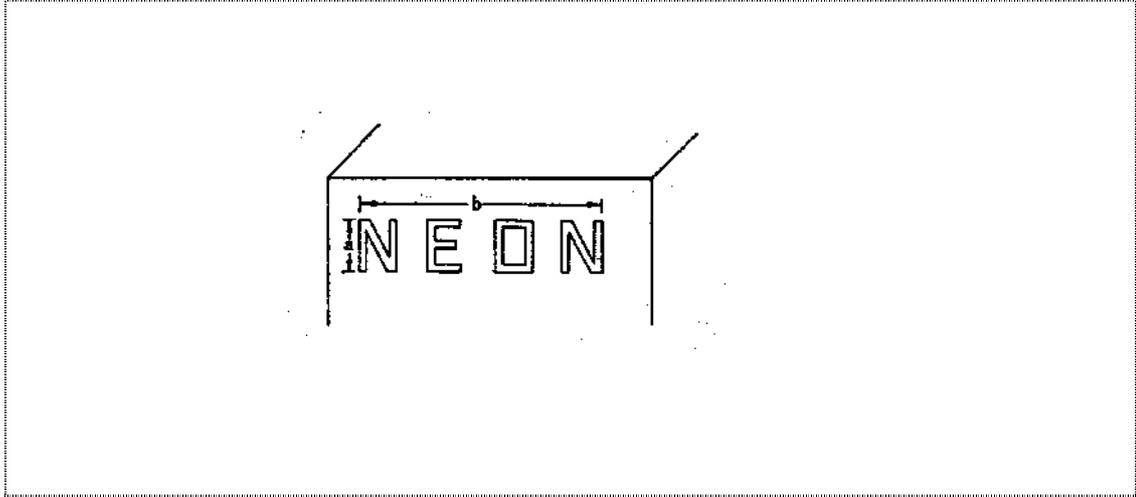
(許可申請手数料と面積の算定方法について)

3 広告物の面積算定の方法について

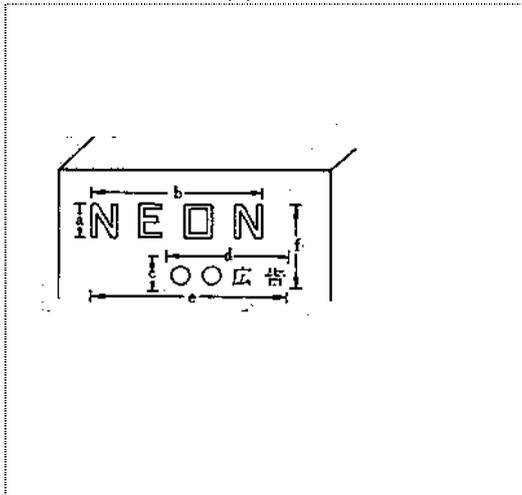
許可申請手数料の算定に係る広告物の面積算定については、昭和 47 年 4 月 1 日から次の方法により行っているところである。

- (1) 屋根、塀、壁等の既存の施設の面上に直接表示し、又は物件を設置して表示するもの  
算定方法は、原則として当該広告物の表示面積(一連の文字間の空間を含む。)とする。

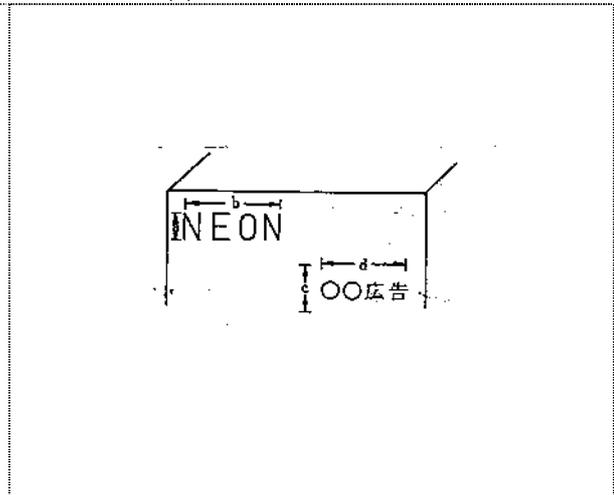
例1  $S = ab$



例2の(1)  $S = ab + cd$



例2の(2)  $S = ab + cd$

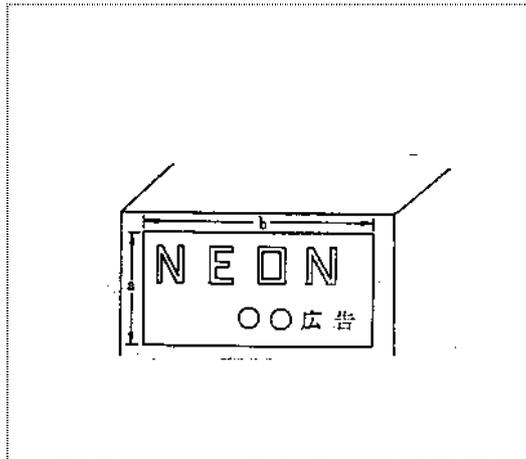


注: 例2の(1)の場合は従来においては一体の広告物として  $S = ef$  としていたが例2の(2)の場合にも同一方法を適用するのは問題があり、運用の統一を図るため方法を改めた経緯がある。

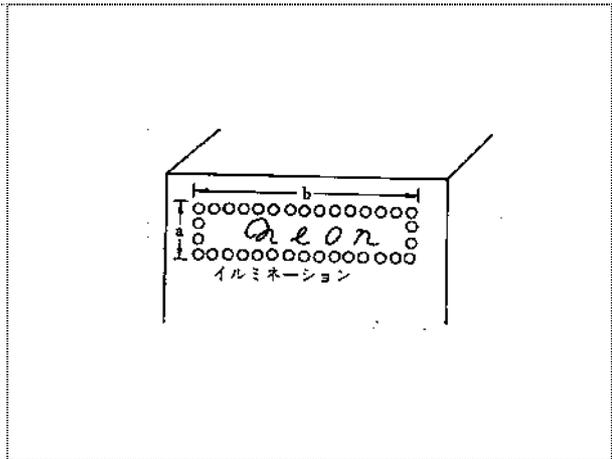
(昭和 47 年 4 月 1 日)

(許可申請手数料と面積の算定方法について)

例3  $S = ab$



例4  $S = ab$

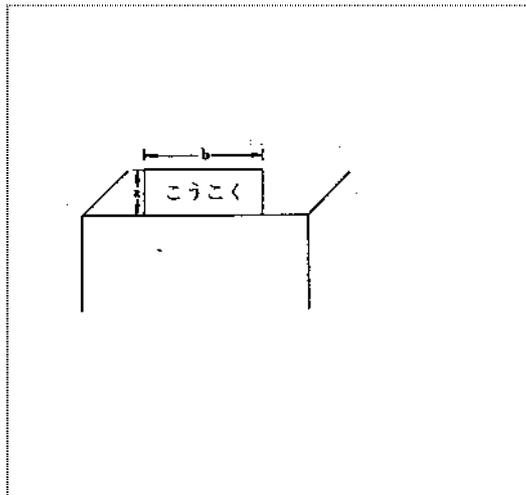


注: 本例のように壁面の一部に商店名等を表示するため壁面の色彩をぬりかえたりした場合は、当該ぬりかえ部分の面積とする。

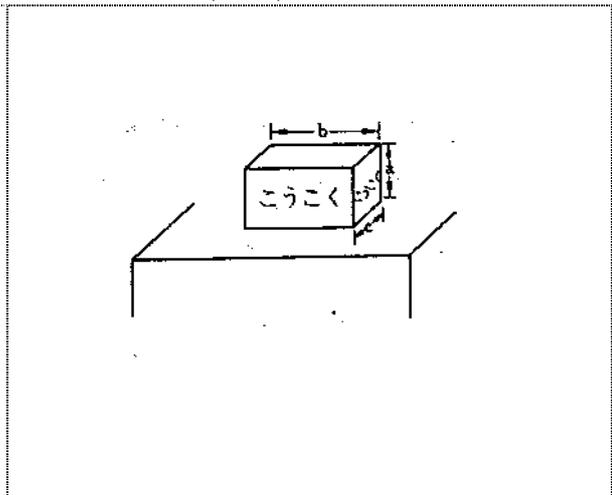
(2) 物件を設置して表示するもの

算定方法は、原則として当該物件の面積を広告物の表示面積とする。ただし、表示のない面は除く。

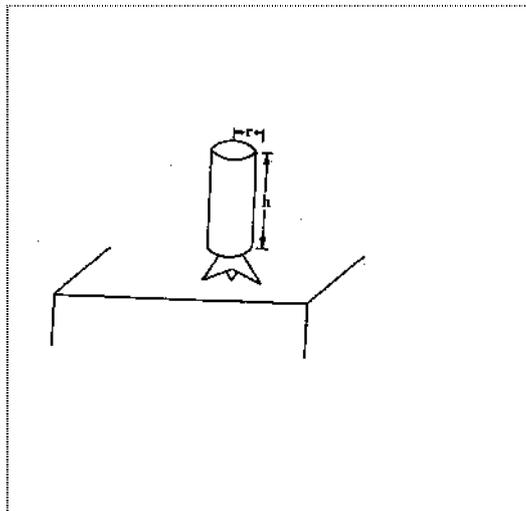
例1  $S = ab$



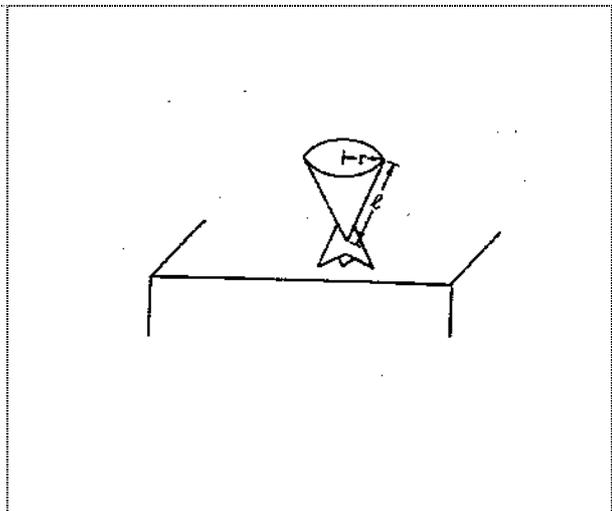
例2  $S = 2a(b + c)$



例3  $S = 2 rh$

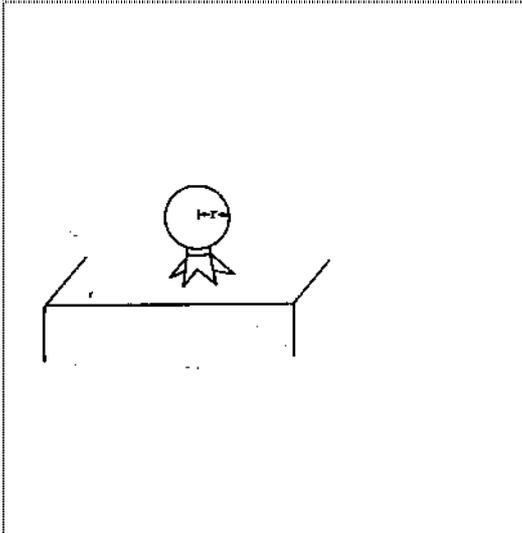


例4  $S = rl$

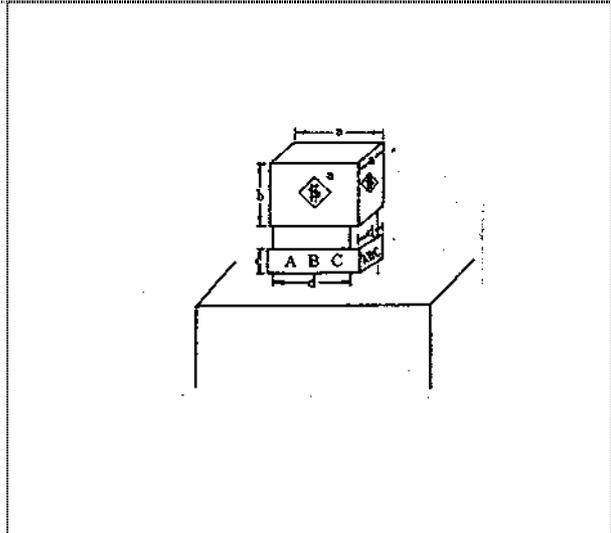


(許可申請手数料と面積の算定方法について)

例5  $S = 4r^2$



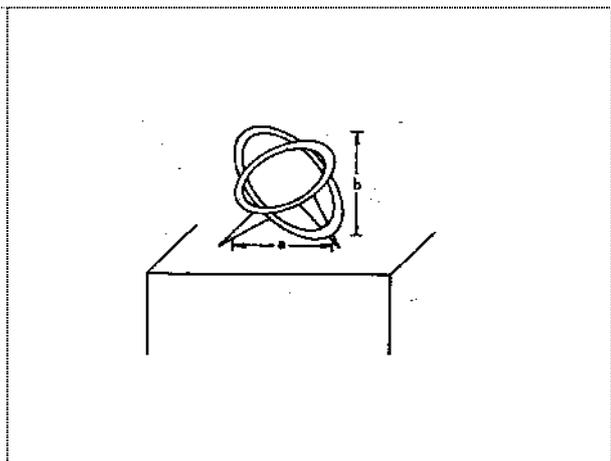
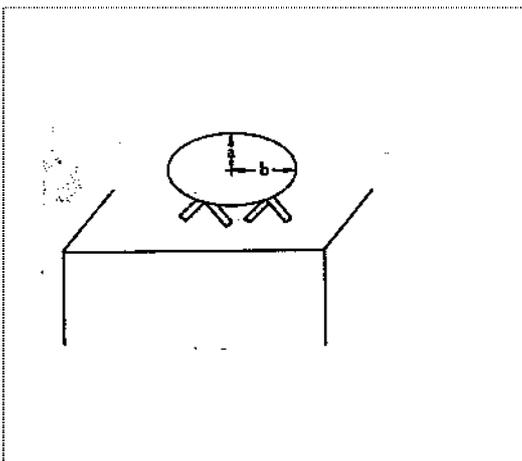
例6  $S = 4(ab + cd)$



例7  $S = ab$

変形の広告物の面積算定は、最長距離どうしを乗じたものとする。

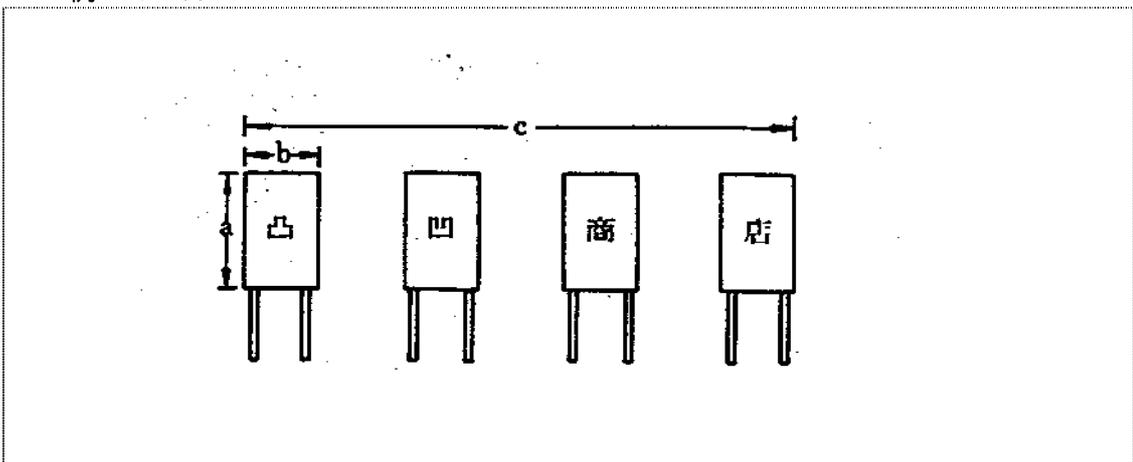
例8  $S = ab$



(3) 各独立した物件に表示された広告物であって、空間をおき、それぞれの独立した物件の表示内容の総合で一定の概念、イメージを伝達するもの

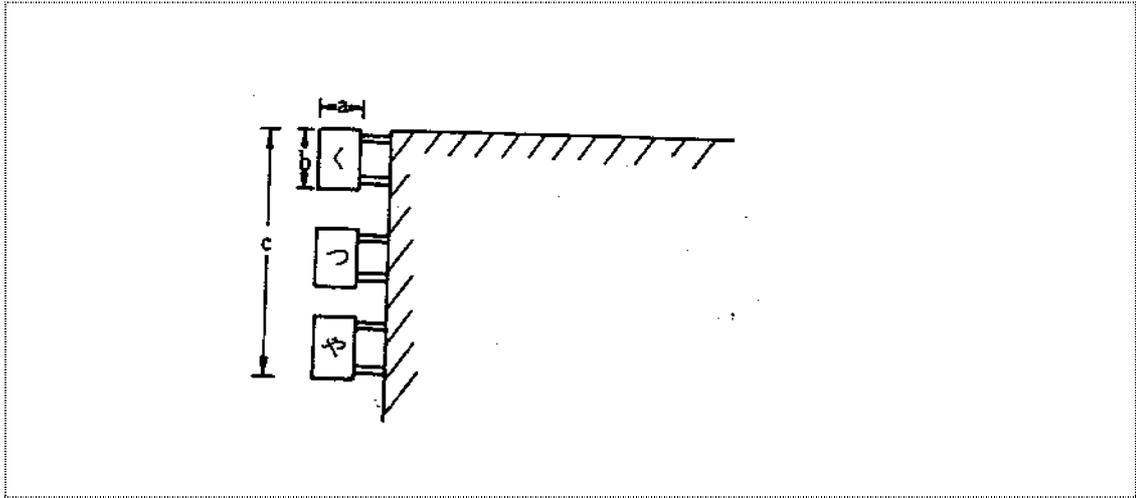
算定方法は、原則として各物件間の空間部分も表示面として計算する。

例1  $S = ac$



(許可申請手数料と面積の算定方法について)

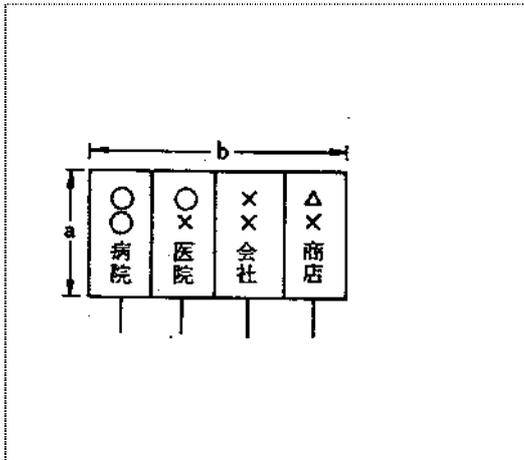
例2  $S = ac$



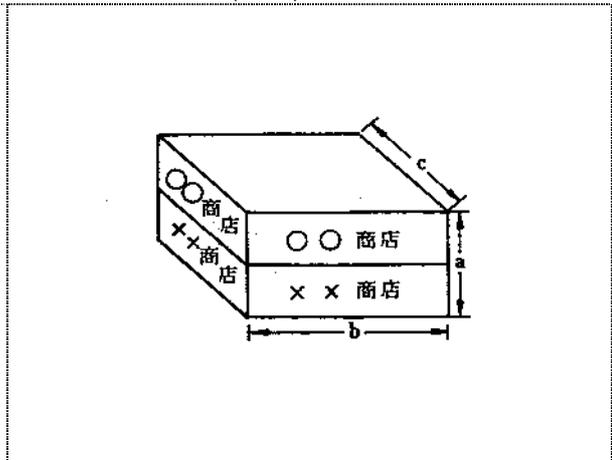
- (4) それぞれ一定の概念又はイメージを伝達する表示内容を有するものが1の広告物に複数表示されるもの

算定方法は、一つの広告板、広告塔に独立した複数の異なった概念等が表示されるものについては原則として当該物件の面積を広告表示面積とする。ただし、それぞれの表示面が独立している場合は、それぞれの表示面の合計面積とする。

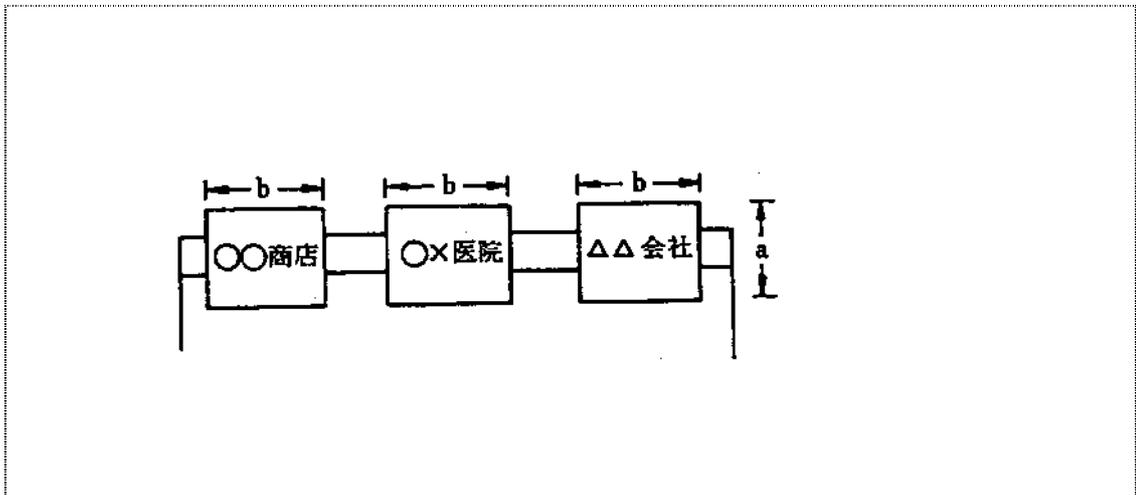
例1  $S = ab$



例2  $S = 2a(b + c)$

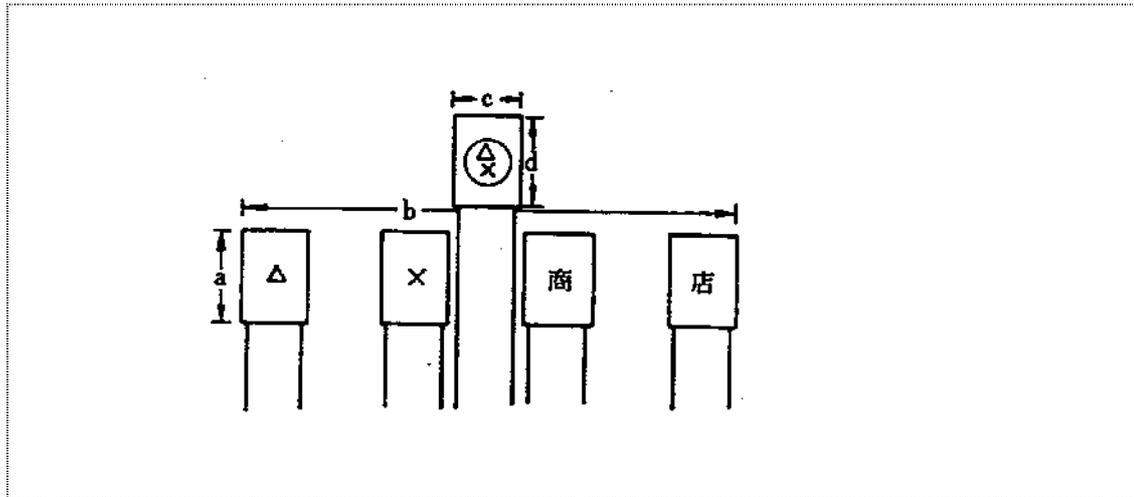


例3  $S = 3ab$

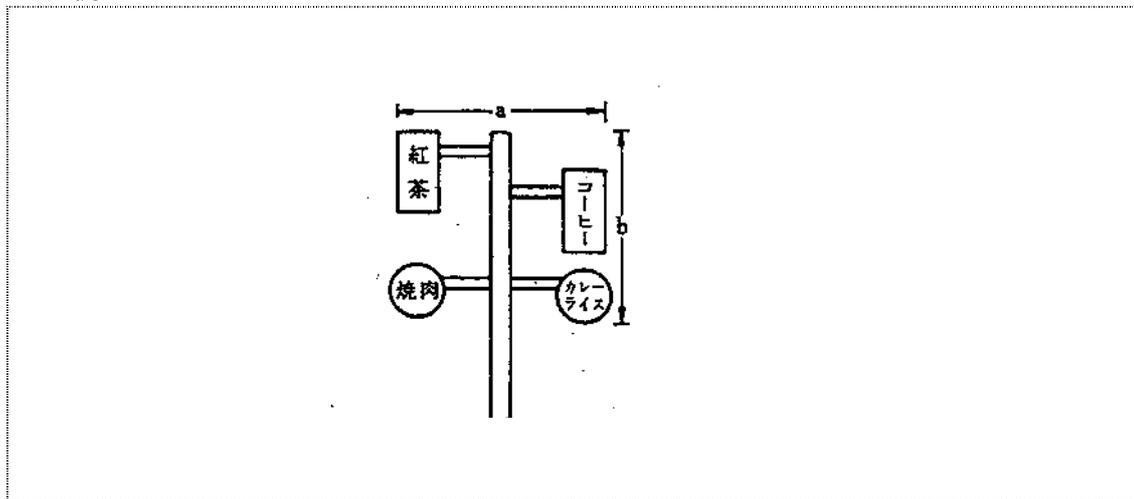


(許可申請手数料と面積の算定方法について)

例4  $S = ab + cd$



例5  $S = ab$



(5) 最大断面積の算出例

